

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和3年第6回定例会)

- 1 期 日 令和3年6月16日(水)  
市庁舎5階委員会室  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後2時56分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆  
委 員 古 本 敬 明  
委 員 赤 澤 智 津 子  
委 員 高 橋 浩 之  
委 員 馬 場 祐 美
- 3 出席職員 学校教育部長 遠 藤 良 宣  
生涯学習部長 塚 本 將 明  
学校教育部参事 小 平 修  
学校教育部次長 野 村 健 一  
生涯学習部次長 上 原 香  
学校教育部副参事 根 本 勇 一  
学校教育部副技監 江 口 浩 雄  
学校教育部・生涯学習部副技監 塩 川 潔  
教育総務課長 中 野 充  
学校教育部課長 合 田 聖  
指導課長 本 間 美 奈 子  
総合教育センター所長 安 村 和 晃  
社会教育部課長 藤 原 友 哉  
学校教育部主幹 利 根 川 賢  
学校教育部主幹 (習志野高等学校事務長) 佐 久 間 心 之  
学校教育部主幹 高 瀬 哲  
学校教育部主幹 齊 藤 洋 介  
学校教育部主幹 篠 宮 淳 一  
学校教育部主幹 永 田 洋 子

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 令和3年度学校基本調査の結果について
- (3) 鹿野山セカンドスクールの今後の在り方について
- (4) タブレット端末の活用状況について

### 第3 議決事項

- 議案第17号 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第18号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第19号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第20号 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第21号 令和4年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 小規模特認校の解除・追加認定及び地域特認校の認定について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、議案第19号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和3年第5回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

## 報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

## 報告事項(2) 令和3年度学校基本調査の結果について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

## 報告事項(3) 鹿野山セカンドスクールの今後の在り方について

(学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(3)「鹿野山セカンドスクールの今後の在り方について」、説明する。

資料1ページ目、「1. 鹿野山セカンドスクール事業及び鹿野山少年自然の家について」を御覧いただきたい。鹿野山セカンドスクールとは、鹿野山少年自然の家を利用して、市内各小学校4年生から6年生の児童が2泊3日で、市内各幼稚園・こども園は1泊2日で、自然体験活動を行う事業である。施設周辺の山歩きコースの散策を通して、植物や動物など、本物に触れる経験をしたり、起伏の激しいコースを友達と励まし合いながら、歩き切る経験をしたりしている。また、施設内では、天文学習やテント泊、飯盒炊さん、火起こし体験、竹工作、ロープ登りなど、様々な体験をすることもできる。

鹿野山少年自然の家は、昭和48年7月に開所し、今年度で48年目を迎える。4階建ての施設で、所員の事務室や食堂、体育室及び約24名収容可能な宿泊室が8部屋ある。所庭には24張設営可能なテント場やかまどなどの設備があり、セカンドスクールにおける充実した活動を支えている。このように、鹿野山セカンドスクール事業における様々な自然体験活動は、鹿野山少年自然の家の充実した施設によって実現可能となっている側面がある。そのため、鹿野山セカンドスクール事業の在り方と鹿野山少年自然の家の施設の在り方を切り離して考えるのは難しく、並行して検討していく必要がある。

資料2ページ目を御覧いただきたい。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年度は中止、令和3年度は日帰りでの利用となっている。また、令和4年度と5年度についても、現在の新型コロナウイルス感染症に係る状況及び各学校の教育課程を鑑みると、日帰りでの実施が妥当であると考えている。さらに、第二次公共建築物再生計画では、令和5年度から長寿命化改修の設計、令和6年度と7年度には施工を予定しており、施設の利用ができなくなる。以上のことから、令和2年度から令和7年度の6年間にわたり、鹿野山少年自然の家を利用した宿泊学習は実施が困難であると想定される。

「3. 在り方検討委員会での検討事項について」だが、6年間鹿野山少年自然の家を利用した宿泊学習が困難であることを踏まえると、第二次公共建築物再生計画における鹿野山少年自然の家の宿泊施設としての長寿命化改修の見直しを図るとともに、今後の施設の利用方法を含めた、習志野市における自然体験活動の在り方を検討する必要がある。そのため、鹿野山少年自然の家の在り方検討委員会において協議を重ね、令和4年3月までに方向性を決定する予定である。

資料3ページ目を御覧いただきたい。鹿野山少年自然の家の今後の在り方検討委員会における検討事項について、様々な立場の方から意見を聴取することを目的とし、第三者委員会を設置する予定である。構成員は、自然体験活動に関する有識者、公共施設の維持に関する有識者、小学校長会代表、習志野市PTA代表、退職校長会代表、習志野市職員2名の計7名を予定している。第三者委員会は、令和4年3月までに計4回実施し、それぞれ進捗状況に応じた意見聴取

を行う予定となっている。実施時期については予定とし、構成員との日程調整で柔軟に対応する。今後、鹿野山少年自然の家の在り方検討委員会及び第三者委員会の進捗状況については、教育委員会会議を通して報告していく、と概要を説明

古本委員

私自身の考えとしては、習志野市の特色のある教育の中で、鹿野山セカンドスクールが占める割合は相当高く、鹿野山は良い経験や教育の場であるため、ぜひ継続する方向にさせていただきたいと思っている。習志野市には、富士吉田青年の家という自然体験をする施設があると思うが、こちらとの関係はどうなっているのか、と質問

上原生涯学習部次長

富士吉田青年の家については、青年の家ということで、少年との区別がついているが、学校の利用としても県外の施設ということで利用している。また、ホワイトスクールとしても利用している、と回答

古本委員

今回、しばらく鹿野山少年自然の家が改修工事なども含めて利用できない。その時のコロナの状況もあると思うが、例えば、もともとホワイトスクールなどで利用している経験はあると思うので、状況次第では富士吉田青年の家を活用することも考えてみるのも良いのではないかと。一概にこの数年間の建て替えの時期にはなしということではなく、別のスタンスでも考えてみるのも良いのではないかと発言

合田学校教育課長

中学校において、富士吉田青年の家を校外学習の中で使用している学校もある。委員御指摘のとおり、鹿野山少年自然の家が使えない時において、様々な可能性を考えながら、模索していきたいというところで、在り方検討委員会及び第三者委員会に諮っていきたくと考えている、と回答

古本委員

検討していただきたい、と要望

馬場委員

この第二次公共建築物再生計画が策定された時には、令和6年度と令和7年度の施設の利用が不可ということで、その時点におけるセカンドスクールは、コロナの影響を全く考えていなかった時期だと思うが、その間のセカンドスクールはどのようにしようと考えていたのか、と質問

合田学校教育課長

令和5年度からの長寿命化改修はもともと予定していた。令和6年度と7年度については、鹿野山少年自然の家の周辺の施設等、例えば、千葉県立君津亀山青少年自然の家という県の施設などを利用して、宿泊学習を実施することができるという可能性を考えていたところである、と回答

馬場委員

古本委員御指摘のとおり、習志野市におけるセカンドスクール事業は、とても素晴らしい事業だと思っている。子ども達には自然を体験させてあげたい。自然を体験して学ぶことはとても多いと思うので、ぜひ前向きな検討をお願いしたい、と要望

高橋委員

資料2ページ目の「3. 在り方検討委員会での検討事項について」の下枠に、「長寿命化改修の見直しを図る」と記載があるが、具体的にどのようなことを指しているのか、と質問

合田学校教育課長

長寿命化改修が現在予定されているが、増築ではなく、施設の寿命を延ばすための工事という形になっている。しかしながら、今後の検討結果によっては長寿命化改修の計画自体を見直さなければいけないことにもなりうるため、このような記載をした、と回答

馬場委員

先ほどの報告事項(1)で、修学旅行に触れている部分があるが、修学旅行は宿泊があり、セカンドスクールは宿泊ができない根拠や理由はあるのか、と質問

合田学校教育課長

鹿野山少年自然の家での宿泊についてだが、鹿野山少年自然の家の宿泊の定員のことを考えると、活動の受け入れにはその収容人数の半分にする必要があると捉えている。そうした場合に市内の半数以上の学校が、学年ごとに2回もしくは3回に分けて実施する必要が出てきてしまう。教育課程上、各小学校に大きな負担をかけてしまうことが予想されるため、そのような形になっている、と回答

小熊教育長

修学旅行との違いについて、補足して説明していただきたい、と発言

本間指導課長

修学旅行については現在検討しているところだが、乗り物の中の人数、座り方、宿泊の部屋割り、部屋の中に何人まで入れるかということも併せて検討している。鹿野山の場合にはなかなかそれが叶わない。自分の経験から言うと、1クラスの中の男女で分けて、同じ部屋を使うとなると、部屋の中がかなり密状態になると考えられる。学校で様々な検討をしていくときに、一番割合が大きくなるのは、その宿泊の時の部屋割りということも含まれるのではないかと考えている、と回答

馬場委員

感染対策が鹿野山少年自然の家ではできないということではなく、あくまでも収容人数の問題ということで捉えていいということか、と質問

小熊教育長

修学旅行の宿泊も、100%の方が賛同している状況ではないということもあり、そこが難しいところである。修学旅行に対する思いもあり、学校としては、少なくとも修学旅行の宿泊は何とか叶えてあげたい。ただ、それに関しても様々なやりとりをしながら、不安を払拭する方法を取った上で7月からの実施に向けて、現在、準備をしているところである。一概に宿泊が良い、悪いというのはなかなか言いにくい部分はあるが、やはり心配はしなければいけないということは変わらないと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

安村総合教育センター所長

報告事項(4)「タブレット端末の活用状況について」、説明する。

今日、日常生活のあらゆる場面において、ICTを活用することが当然となっている。このような時代において、次世代を切り開く子ども達には、情報活用能力をはじめ、言語能力、問題発見・解決能力等、これからの時代を生きていく上で基盤となる資質能力を育成していく必要がある。その手段として、活用については学びの変革と個別最適化、学校と家庭との連携、学びの保障としてのオンライン授業の三本柱として進めている。

本年4月に全校でタブレット端末を配布した時には、大事そうに抱える低学年の児童や嬉しそうに箱を開ける中学生の姿があった。5月の連休明けから各学校で本格的な活用が始まった。

学びの変革・個別最適化について、1学期はタブレット端末単体の活用、2学期は共有機能を生かしたコミュニケーション型授業での活用、3学期は学校外の方とオンラインで結ぶ活動等を利用して、問題解決型授業での活用を目指している。現在、全教科でのタブレット端末の活用が進んでいる。一例を挙げると、これまでの実践として、スライド資料7ページ目は、教室を離れて市庁舎等の現地に足を運んで発表の資料を集め、カメラ機能を使って記録をしている様子である。また、体育では、マット運動や跳び箱で他の児童に自分の動きをタブレット端末で録画してもらい、大型モニターで共有し、技能の向上に繋げるなど、個別最適な学びに繋がる活用も進んでいる。学習者用デジタル教科書の活用では、大型提示装置と併用し、説明や問題演習を行っている。デジタル教科書を使うことで、例えば数学では、図形やグラフを表示し、動かすことで視覚的に訴え、理解も進んでいくと考えている。

次に、学びの保障・オンライン授業については、学校休業時においては、タブレット端末に入っているソフトを使用し、学級ごとに1つのチームを作って、オンライン授業ができるように準備している。スライド資料13ページ目は、第五中学校で行っている授業の様子である。車椅子で移動が困難な生徒が、理科室で行っている実験の授業に別の教室からリアルタイムで参加している。他にも、学校に登校できない児童の家庭と放課後に繋がったり、けがをして長期入院した生徒に授業の配信を行っている例もある。

次に、学校と家庭との連携については、黒板に書かれた内容をノート作成の材料にするためにカメラで撮影し、家庭に持ち帰って家庭学習としてノートを作成している。これは、ノートが黒板を書き写すものだけではなく、考えや発想など、記録し作っていくものへと変革させていくことに繋がる。また、低学年の児童は、連絡事項や持ち物をカメラで撮影するなど、連絡帳として学校と家庭を繋ぐツールとする活用も増えてきている。さらに、オンラインで保護者会を行い、パワーポイント画面を共有し、資料としながら校長が話をするなど、学校の活動をわかりやすく伝える新たな取り組みに挑戦している例もある。

次に、三本柱を進めるための学校への支援については、ICT支援員を4名配置し、学校におけるICT活用、例えば、授業、校内研修等の場面をサポートすることにより、タブレット端末を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行っている。また、ICT学習指導員を1名配置し、ICTを活用した効果的な学習が進められるよう、指導・助言を行い、教員のICT活用指導力向上を図るとともに、ICTを活用したわかる授業・できる授業を展開し、学力向上に繋げていく。ICT支援員は、人材派遣会社と契約をしており、各学校に6日から7日に1度程度支援に入る。ICT学習指導員は、ICTに長けた退職校長1名が担っており、指導主事とともに学期に2回以上学校を訪問し、授業改善の提言を行っている。また、教職員向けのガイドブックなどを作成し配布するなど、学校の要望に応じた支援や授業改善のための提言などを引き続き行っていく。

端末を使用している中では、様々なトラブルが想定される。トラブル対応の一例については、ス

ライド資料24ページ目のように、画面にひびが入ったり、画面とキーボードの接続部分が破損したりしている。市内の破損状況は、5月31日現在、約1万4千台を運用しているうち、修理が必要となった端末は100台となっている。主な原因としては、授業中や登下校時、家庭も含めて落下による破損が多く、本体や画面にヒビが入ってしまうなどの報告が多くなっている。現在行った修理は全て補償の対象となっており、保護者への負担はお願いしていない。また、修理対応となっている間は、一時的に代替品を貸与している。

次に、課題と今後の取り組みについて説明する。課題1として、タブレット端末を毎日持ち帰ることについては、各学校で、登下校中の荷物の重さの軽減を図るよう、対応していただいている。課題2として、新たな活用方法に積極的に挑戦している学校がある一方、活用方法に戸惑いがある学校もあることがわかった。課題3として、タブレット端末を活用していても授業目的に合っていたかどうか検証が必要な場面も見られた。タブレット端末やICT機器の活用の底上げを図る必要がある。また、教職員の意識改革を図るためにも、指導主事やICT学習指導員の学校訪問を増やし、校内研修をさらに充実させていく必要がある。さらに、家庭と学校を繋ぐツールとしての有効活用についても検討していく必要がある。

今後の取り組みとしては、指導主事やICT学習指導員が学校を訪問する中で、授業改善等を提案していく。また、ICT支援員を活用し、教員相互に活用例を紹介し合うミニ研修会を奨励するなどして、全職員が今まで以上に前向きな意識を持てるようにしていく。いつでも近くで助けになる、とにかく使おうICT、今年度はICT活用元年ということで、とにかく失敗や破損を恐れずに使っていただくことを学校にお願いしている。色々使っていただき、効果を精査し、課題をはっきりさせ、その課題について、来年度以降取り組んでいく。これまで以上に学校に足を運び、学校とともにICTの活用を推進していく、と概要を説明

#### 高橋委員

千葉県の習志野市以外の学校の様子が耳に入るが、なかなか難航しているところもある。今の報告を受けて、習志野市が非常に意欲的に取り組んでいるところは本当にありがたいと思う。2点質問させていただきたい。

まず1点目だが、新しい仕組みを導入した時は、安定すれば教師の仕事が円滑に行くと思うが、最初が非常に大変だと思う。その中で、このようなことを準備する上での時間や研修が確保されない、何とかするが先生が本当に大変で、他の学校でも先生の負担が大きいという話が入ってきている。習志野市の小中学校では、先生方の負担は大丈夫なのか。

もう1点は、ICTという面では、GIGAスクール構想を高校も一緒になり、できるところについては、高校生も1人1台ということで、他の県でやっているところもあると思うが、習志野高校に関してはICT教育の面でどのような状況になっているのか、と質問

#### 安村総合教育センター所長

まず、1点目の教員の負担の多さについて現状をお伝えする。初めて取り組むということで、様々な取り組みの中で、時間については、先生方に若干負担をかけてしまっている部分はあると思われる。その負担を軽減するために研修会を行う形で、少しでも円滑に使えるようにすることで取り組んでいる、と回答

#### 小熊教育長

ICT支援員について補足して説明していただきたい、と発言

#### 安村総合教育センター所長

ICT支援員については、市内で4名派遣会社から来ていただいております、各学校を6日から7日に

1回の割合で順次回っていただいている。ICT支援員に授業の準備を手伝っていただいたり、子どもの支援に入っていただいたりしている。そのあたりも負担軽減に繋がれば良いと思っている、と回答

佐久間学校教育部主幹

高校に関するICT関係の状況について説明する。まず、高校生に対しての1人1台パソコンについては、現状何もできていないのが正直なところである。ただし、次年度以降、県立高校については、1人1台のパソコン・タブレットの配置ではなく、個人のスマートフォンやタブレットを活用できるように、Wi-Fiの整備を行うという情報が入ってきている。今後、習志野高校においては、県立高校と同じような環境を整えていくことを検討していきたいと考えている、と回答

高橋委員

高校に関しては、全国で半分まではいかないが、やはり1人1台体制でいこうということが結構進んでいると思う。千葉県がなかなかそうもいかないのかもしれないが、習志野市は頑張っていると思う、と発言

赤澤委員

今回はタブレットの活用状況ということで事例報告が主になっていると思うが、今後また報告していただけることもあるかと思うので、いくつかお願いがある。もう少し具体的な内容を報告していただきたい。

例えば、学びの変革という言葉があるが、具体的にタブレットによって学びをどう変革するのか、どう変わる可能性があるのかという内容があった上で、コミュニケーション型授業や問題解決型授業に繋げていくと、内容がわかると思う。コミュニケーション型授業への移行となったときに、タブレットで、具体的にどのようなコミュニケーション型授業を狙っていくのかということがもう少しわかると良い。文言として、コミュニケーション型・問題解決型とあるので、それぞれに対して具体的にどのような成果が得られたのか、事例が得られたのかということが次の段階だと思うが、内容を聞けると良いと思う。

また、学びの保障というところの保障についてだが、何をどこまで保障するというスタンスなのか。対面と同じレベルまで保障するのか。どこを目標値にして保障する設定なのかを今後教えていただきたい。そう考えると、Wi-Fi環境がない家庭15%は、保障の対象外になるのか、その辺りをどう考えているのかということをしつ疑問に思った。そうすると、オンラインで保護者会といった時に、この15%はどういうことになるのか。

最後に述べていた、「使っていく中で、課題を整理して、効果を精査して、解決に向けて」ということだが、目標や基準といった問題の定義となるものがはっきりしていないと、解決や効果が見えてこないため、まずはリサーチが必要である。スライド資料28ページ目に記載されている、活用方法の戸惑いや授業目的に沿った効果的な活用という項目の具体的な内容が知りたい。戸惑いとは具体的にどういうことなのか、そのようなことをリサーチされると思うので、それを見せていただいて、どのようなところに問題があるのかということを理解した上で、質問をしたい。

最後に、学校に置いていって良いものということも具体的に解決できる問題だと思っている。解決までのロードマップのようなもの、要するに、今何で持って帰れないのかということからだと思っているので、現在、重量的にどれぐらい子どもが持って帰っているのかなど、その辺りの具体的な内容をお聞きしたい、と質問

安村総合教育センター所長

委員御指摘のとおり、具体的な目標等、それに向けた例については現在集めているので、今後



御報告をさせていただく。

また、職員の困り感や戸惑いについては、学期末にアンケートを取るなどの実態調査を行い、その辺りも課題の一つとして取り組んでいきたい。

Wi-Fi環境のない家庭に対する学びの保障については、緊急時においては、ルーターを市で貸し出すということで計画している。また、学校への登校時なども併用していきたいと考えている。

次に、対面と同じレベルまで学びを保障するのかという点については、今後、検討していきたい。

最後に、荷物の重さについては、タブレットが約1キロから1.5キロの重さがある。それを毎日持ち帰ることとしているが、タブレットがなかったときよりも重くならないようにするというのを学校にお願いしているところである、と回答

赤澤委員

「課題1 登下校中の荷物の重さの軽減」に関してだが、タブレットが重くなった分、教科書などの持ち物を減らすということになるのか。目標値というのは現状維持ということか。もともと、登下校時に教科書などの重量が非常に子どもの負担になっているという問題があったと思う、と質問

合田学校教育課長

委員御指摘のとおり、児童の持ち帰り等の荷物に関して様々な話題になったこと、保護者からの申し出等もあることも承知している。その中でこのタブレットが導入される前の段階までにおいても、各学校に勉強道具を置いていくということに関しては、認めていこうと進めてきたところである。また、本年度のタブレット導入によりさらに進めていかなければいけないと捉えている、と回答

赤澤委員

先ほど、問題の定義ということを行ったが、要するに、子どもの体格に対してどのぐらいの重量までが許容範囲なのか、現状でどうなっているのかということ踏まえた上で、今後どうするのかという話があると思う。ぜひそのような説明をお願いしたい。荷物が少ないに越したことがないのであれば、少なくしていくべきだと思うし、この報告の中で、板書を撮影し、タブレットに保存しているとあったが、もしそれができるのであれば、板書や必要な教科書のページ、ノートを撮影すれば、置いていける物が増えるのではないかと思う。その辺りも含めて、次回お聞きしたい。あとは、本当にこれが実現するまでには、学校によって方針もあると思うし、様々な難しい点もあるとは思う。やはり何かロードマップのようなもので解決していかないといけないと思う、と発言

古本委員

ようやく動き始めて、恐らく、非常に苦労しながら、少しずつ前に進んでいるのだろうなという姿が見えていて良いと思った。1つ教えていただきたいのだが、ICTを活用することによって、先生と家庭、もしくは先生と子どもの結びつきに、これを使えるということで、例えばいじめ対策等の方法としてこれも一つ使えるというのは、いじめ問題に関する報告事項で発言したと思うが、先生と家庭もしくは先生と子どもを繋ぐのに、このICTを使い始めるようなことがあるのか。または、今後する予定があるのかについて教えていただきたい、と質問

安村総合教育センター所長

先生と子どもを繋ぐこととして、現在タブレットにおいて、ショートカットキーを使い、総合教育センターのいじめ相談メールと繋がるように操作しており、繋がるように現在試験的に運用している。何件かは相談等が入っている、と回答

小熊教育長

コミュニケーションツールのTeamsについて、補足して説明していただきたい、と発言

安村総合教育センター所長

タブレットの中に、Teamsというソフトが入っており、そのチームに入っている中では、チャット機能等で情報を共有することができる。そのチームはチーム外からは入れない状況となっており、セキュリティ面は取れるようになっている。

授業においても、物を共有するツールになるため、資料を共有したり、例えばワードやエクセルなどに一度に子ども達を書き込むこともできる。そのような機能がそのままオンライン授業などにも使えていくと考えている、と回答

小熊教育長

実際にすべての学校を周り、すでにもうTeamsはかなりの学校で、授業で活用しているような状況である。夢物語ではなく実際に授業の中にも活用しているが、委員御指摘のとおり、いじめの相談等の課題もわかってきたので、修正をしていかなければいけないと考えている、と発言

古本委員

これから研究をしていく中で活用方法は様々あると思うので、ぜひ、せっかく導入したのだから、どんどん活用方法を広げていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

#### **議案第17号 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について** (教育総務課)

中野教育総務課長

議案第17号「習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

本議案は、行政手続きにおける押印の見直しを主とした規則の改正である。こちらは現在国で行っている押印の見直しを市、教育委員会にも適用するというものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。こちらについては条立てになっており、合計8件の規則を改正する。「第1条 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則」から、「第8条 習志野市文化財保護条例施行規則」まで、合計8件の規則を改正するものである。例を挙げると、資料7ページ目を御覧いただきたい。こちらは様式となっている。左側が旧様式であるが、「使用者(団体)住所氏名」と記載のある欄に「印」とある。これを、右側の新様式ではなくす形で、押印を省略するものである。主としては、市民から提出していただくものについて押印を廃止し、メール等での申請を可能とすることにより、対面での申請等をなくしたり、行政手続きを簡略化するという趣旨で規則の改正をするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第18号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について**

中野教育総務課長

議案第18号「令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。この度候補者としたのは、習志野市立鷺沼小学校の森下周馬氏である。功績については資料記載の通りである。こちらについて、この度教育委員会顕彰の候補者として、御審議いただくものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第20号 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について**  
(学校教育課)

合田学校教育課長

議案第20号「習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

平成22年3月23日に印旛郡印旛村及び本埜村が印西市へ編入合併されたことにより、習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正するものである。

改正内容としては、第2条中、市立高校の通学区域において「印旛郡内全町村」に「村」が使用されていることから、これを削るものである。施行期日は公布の日となる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第21号 令和4年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について**  
(学校教育課)

合田学校教育課長

議案第21号「令和4年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について」、説明する。

本議案は、習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和4年度習志野高等学校第1学年入学者の募集及び選抜方法等について制定するものである。令和4年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定については、令和4年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項に準じて作業を進めてきた。令和3年度第1学年入学者選抜から入試制度に大きな変更があり、入学者選抜が1回の受検となった。令和4年度は、その2年目となる。

はじめに、千葉県県立高等学校入学者選抜の決定及び発表に向けての流れを説明すると、まず、千葉県教育委員会会議を経て、大綱について決定し、7月初旬に告示される。そして、中学3年生の社会増減数等を鑑みて、各県立高等学校の学級数が確定し、募集人員及び選抜方法について10月以降に発表される。習志野市においても、県立高等学校と同様に準備を進めているところである。

次に、変更点を中心に説明する。「第1 募集定員」については、普通科240名、商業科80名である。募集定員については、県立高等学校の場合、10月以降に発表されるが、習志野高等学校

は市立のため、募集定員を確定している。

資料7ページ目、新旧対照表を御覧いただきたい。「第2 一般入学者選抜」についてである。これまで、「学校設定検査(自己表現)」としていたところを、本年度は「学校設定検査」とした。「1 応募資格」については、現在の千葉県の学校設置状況を鑑み、追記した。「3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先」については、令和4年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている。

資料8ページ目、「5 入学願書等の提出期間等の特例」や、「6 優先入学について」は文言を整理した。「7 検査の期日」及び「8 検査の内容」については、令和4年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている。令和4年2月24日木曜日及び2月25日金曜日の2日間である。第1日の学力検査の内容は、国語・数学・英語の3教科であり、時間は、国語・数学が50分、英語がリスニングを含め60分、配点は各100点である。第2日の学力検査の内容は、理科・社会の2教科で時間は50分、配点は各100点である。学校設定検査では自己表現を実施予定である。

「9 追検査」については、感染症などで検査当日欠席した生徒の受検機会を保障するために設定した。提出書類、提出期間及び受付期間、検査の期日は資料記載の通りである。

「10 選抜方法」については、調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は別に定めることになっている。今後、この入試選抜要項を基に、選抜・評価方法を習志野高等学校と協議し、策定していく予定である。

「11 入学許可候補者の発表の日時及び場所」についても、令和4年度千葉県県立高等学校入学者選抜と同一とし、令和4年3月7日月曜日午前9時となっている。「12 第2次募集等」については、応募資格や提出書類、期日等について、志願者に分かりやすくなるよう、詳細について記載を加えた。

最後に、学区については、第2学区に所属し、普通科においては、第2学区にある6市及びその隣接する3つの学区にある13市町から受検できるようになっている。なお、商業科においては、「千葉県内全域」が学区であり、昨年度と特に変更はない、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 協議第1号 小規模特認校の解除・追加認定及び地域特認校の認定について

(学校教育課)

合田学校教育課長

協議第1号「小規模特認校の解除・追加認定及び地域特認校の認定について」、説明する。

資料1ページ目、「1 小規模特認校について」を御覧いただきたい。小規模特認校制とは、学校規模の適正化を図るため、学校規模が12学級以下の小学校を小規模特認校として、市内全域から選択できる学校とした制度である。現在は、市内で向山小学校、秋津小学校及び袖ヶ浦西小学校が認定されている。

「(2)小規模特認校の認定基準の見直しと新たな認定校について」を御覧いただきたい。「①小規模特認校の認定基準を「12学級以下の小学校」から「通常学級の実学級数が11学級以下の小学校」と改める。」については、現在の小規模特認校の認定基準と国が示す標準規模の考え方との整合を図るため、「表1 小規模特認校の認定基準」のように見直しを行う。「②袖ヶ浦東小学校、香澄小学校を小規模特認校に認定する。」については、袖ヶ浦東小学校と香澄小学校を認定

基準に従い、新たに小規模特認校に認定するというものである。

「(3)小規模特認校の認定手順について」、今後5年間の推計においても基準を超えることがないといわれる場合において、次年度より小規模特認校として認定することとする。スライド資料3ページ目上段のとおり、袖ヶ浦東小学校と香澄小学校は認定基準を満たしており、令和4年度から小規模特認校として認定し、市内全域から児童の受け入れを可能とする。なお、スライド資料3ページ目下段が、市内の学区地図である。

次に、資料2ページ目、「(4)小規模特認校の認定解除について」、向山小学校は現在、小規模特認校として認定されているが、「表4 現在小規模特認校となっている小学校の学級推計(通常学級数)」のとおり、今後の推計において認定基準を上回っており、認定解除の対象となる。「(4)小規模特認校の認定解除について」の下線部については、資料3ページ目の「2 地域特認校について」とともに、後程説明をする。

「(5)小規模特認校を利用した児童の指定中学校の見直しについて」は、小規模特認校の活用を推進するための見直し事項である。現在は小規模特認校を利用していても、卒業後は住民基本情報に基づく中学校への入学しか許可していない。そこで、小学校生活を共に過ごした友達と一緒に中学校を選択できるようにすることで、小規模特認校の活用促進に繋がると考える。

次に、資料3ページ目、「2 地域特認校について」、向山小学校の学級数は、「表7 向山小学校の学級推計(通常学級数)」に記載の通りであり、基準に照らすと、小規模特認校の認定解除となる。そこで、向山小学校を新たに地域特認校として認定するものである。「表8 向山小学校の小規模特認利用児童数」に記載の通り、谷津小学校区及び谷津南小学校区から小規模特認校制を利用して、向山小学校に通学する児童が一定数在籍している。保護者の方は小規模校で学ばせたい、バス通学ではなく徒歩で学校に通わせたいという理由で、向山小学校を通学先として選択している。向山小学校の小規模特認校の認定が解除になると、このような保護者の要望に応えることができなくなる。そこで、向山小学校を地域特認校として認定し、谷津小学校区の全域及び谷津南小学校区のうち、バス通学となっている奏の杜地区に関しては、それぞれの指定学校に加え、向山小学校も選択可能としたいと考えている。

「(3)他市の動向」については、管内他市の状況を記載したものである。今後の見通しとしては、本日の内容について、教育委員の皆様から御意見をいただき、7月の通学区域審議会で報告したいと考えている。その後、該当する各学校長への説明を行い、PTA役員や地域の方々にも御理解いただけるよう、丁寧に説明を進めていく。なお、袖ヶ浦東小学校と香澄小学校の小規模特認校制については、令和4年度から開始したいと思うが、向山小学校の地域特認校制については、小規模特認校制の取り消しと同時進行となり、谷津小学校・谷津南小学校の通学区域も関わってくることから、今年度は関係各位への説明、来年度から保護者や地域への周知を行い、令和5年度から開始したいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

本来、通学区域に関しては、教育委員会として通学区域審議会があるわけだが、本協議事項との関わりについて、補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

小規模特認校及び地域特認校については、通学区域の変更ではないため、通学区域審議会への諮問は不要と捉えている。ただ、通学区域審議会の中で教育委員会としてこのようなことを原案として持っている報告事項として報告する予定である、と回答

小熊教育長

確認だが、特認校に関しては、通学区域審議会には、ルール上諮問をしない。ただし、通学区

域審議会にはきちんと報告をして、御意見をいただくため、この場で御意見をいただいた上で、通学区域審議会に臨むという形で捉えてよろしいか、と発言

合田学校教育課長

その通りである、と回答

古本委員

今までは、向山小学校は英語の特別な授業を行っていたと思うが、小規模特認校の認定解除となると、それはどうなるのか、と質問

本間指導課長

向山小学校の英語の授業については、現在、学校の公開授業として、外国語活動の研究を進めている。今年度はその方向で続けていくということで報告を聞いている、と回答

古本委員

今年度はということは、来年度からなくなるかもしれないということか、と質問

本間指導課長

恐らく続ける方向になると思うが、コロナの状況もあるので、来年度の研究教科については、まだ把握していない状況である、と回答

古本委員

地域特認校になると、今までは、市内どこからでも行ける向山小学校において、例えば、兄弟で兄は向山小学校に行っており、今度、弟が小学校に入る。同じところに行きたいが、谷津小学校と谷津南小学校の奏の杜地区ではないという場合は、向山小学校には行けないのか、と質問

合田学校教育課長

現在の向山小学校に関しては、市内全域から通学が可能であるが、これを解除して地域特認校とすることで、市内全域から通学することができなくなる。委員御指摘の、兄弟が通っている、通っていた等のことに関しては、市で協議に応じることができるため、指定校変更という形で手続きができるようにしている、と回答

古本委員

教育において、市の都合で頻繁に内容を変えず、ある程度基本的な筋はしっかり通し続けることは大切なことだと思う。今回の地域特認校という考えは非常に良いと思うが、先程の今まで外国語をやっていたが、突然、来年度からなくなった。そして、2年後に予想外に児童数が少なくなり、小規模特認校に戻ったため、また外国語をやるということではなく、ある程度しっかり統一性を持たせて、先のことを考えて検討していただきたいと思う。とても難しい話だとは思いますが、市の都合で頻繁に変わるのではなくて、ある程度統一させることを考えていただければと思う、と要望

小熊教育長

補足させていただくと、向山小学校の外国語教育に関しては、かなり伝統がある。しっかりと学校の特色になっているので、大事にしていくという考え方を校長は強く持っていると思う。小規模特認校ではなくなったからすぐに変わるということはないと思う。職員構成も現在研究しているテーマもかなり力を入れているので、特色として残るものと捉えている、と発言

高橋委員

谷津南小学校と向山小学校は、中学校の学区は同じなのか、と質問

合田学校教育課長

中学校区だと、谷津南小学校に関しては、第一中学校と第七中学校に分かれる地域があるが、奏の杜地区になると、全て第一中学校となっている、と回答

高橋委員

現在、奏の杜地区で谷津南小学校にバス通学をしている地域から11名が向山小学校に通っているところだと思うが、これは十分歩いていける距離と考えて良いか、と質問

合田学校教育課長

距離的にも奏の杜地区から向山小学校まで歩いて通学する距離に関しては、十分に可能であると捉えている、と回答

高橋委員

少し不思議に思うのは、わざわざバスで谷津南小学校に行くよりも、奏の杜地区でバスを使っている子ども達の通学区域を、向山小学校にすることとは考えられなかったのか、と質問

合田学校教育課長

奏の杜地区の開発が進んでいく中で、谷津小学校が膨れ上がるということは我々も以前から捉えていたところである。その開発の上で、新しく建築されるマンションにおいては、例えば津田沼ザ・タワーに関しては向山小学校区、それ以前に建築されたマンションに関しては谷津南小学校区というように、小学校の適正規模・適正配置という観点から、先を見通した段階で小学校の学区を検討している、と回答

高橋委員

バス通学は結構特別なことだと思うが、バス通学ではなく、向山小学校に入れるということは難しかったということか。向山小学校の規模が大きくなりすぎることなのか、と質問

小熊教育長

コミュニティの考え方から補足して説明していただきたい、と発言

利根川学校教育部主幹

奏の杜地区の開発が決まり、そして、児童生徒数が増加することが明らかになってきた際に、教育委員会内で、様々な可能性について検討されたものと認識している。一例を挙げると、谷津小学校の高学年を第一中学校に持っていき案、また、同じように学区を変更して、向山小学校に持っていき案があったと認識している。そのような中で、様々な可能性の中から、校舎の設備、教室等々を考えたときに、谷津南小学校が適切であり、これから発生するその児童数を吸収するには良いのではないかと判断になったと考えている。その中で、谷津南小学校に行く際に、大きな踏切があるので、その安全を確保するという観点から、バス通学という形をとったと考えている、と回答

高橋委員

この場合、バス通学があったとしても、谷津南小学校を使った方がより教育として良いだろうという判断ということか、と質問

利根川学校教育部主幹

当時の教育委員会、また、通学区域審議会の中では、最終的にはそのような判断に至ったと考えている、と回答

小熊教育長

教育委員会会議の中でも議論になっているところだが、やはり教育委員会として現状の形が全て良いということでは捉えていない。委員御指摘のとおり、やはりしっかりとしたまとまりの中で、指定校が決まっていくことが良いだろうという中で、それでも、コミュニティを大きく崩さないような手立ての1つとして、現在、指定校を決めている状況があるということで、御理解いただきたい。同じ地区にいながら、ある子はA小学校、ある子はB小学校というのは、やはりなかなか難しいのではないかという議論もあり、これは教育委員会会議の中でも御指摘いただいているところである。本来であれば、もう少し大きな塊でしっかりと学区を指定できるのがベストだとは思っている。教育委員会としては、現在可能な範囲の中で、最善を尽くしていこうということで、今のようない形で指定校を決めさせていただいている。ただ、今後このようなことについても、児童生徒数等が落ち着いてくる段階で、しっかりと振り返ってみななければいけない課題であると捉えている、と発言

馬場委員

自分の子ども達が小学生の時にいただいたプリントの中に、通学区域の弾力化という言葉が入ったプリントがあったと記憶しているが、弾力化とはどのようなことなのかを教えてください、と質問

合田学校教育課長

学区の弾力化についてだが、平成9年の文部科学省より発出された「通学区域制度の弾力的運用について」というところから出てきたものである。通学区域や学校選択の制度を弾力的に運用することを弾力化と表現しているところがある。そのため、地域特認校や小規模特認校という制度に関しても、弾力的な運用に含まれる部分のところではある。その中で、委員御指摘の点に関しては、恐らくユトリシアのことかと思うが、ユトリシアに関しても、弾力的な運用という形で、数年前に指定校を変更したことがある。その際に、弾力化についての文書を出した経緯がある、と回答

馬場委員

ユトリシアの例で言うと、ユトリシアに住んでいる子ども達は、本来ならば東習志野小学校が指定校であるが、実花小学校も選んで良いということか。棟毎に指定しているのではなく、選択の権利があるという意味か、と質問

合田学校教育課長

委員御指摘のとおり、東習志野小学校か実花小学校を選択できる、と回答

小熊教育長

正確に言うと、ユトリシア壱番街から四番街に関しては、東習志野小学校か実花小学校を選べる。五番街は、指定校を実花小学校にしている。そのため、いわゆる正式な弾力というと、壱番街から四番街に関しては、弾力的であり、どちらを選んでも良い。五番街は、児童の推計をした中で、東習志野小学校での受け入れは厳しいだろうということで、実花小学校を指定校とした。ちなみに、



壱番街から四番街に関しても、各家庭が各自選んだ中で、ほぼ半々に1年生が分かれた状況である。これは特殊な例で、本来はどちらかにするべきだが、学校から近いということもあり、実花小学校を選んでいただいたという経緯がある。そのため、弾力という言い方をすれば、ユトリシアの壱番街から四番街の考え方である。五番街は指定校を変更している、と発言

馬場委員

向山小学校に関しては、弾力という措置ではなく、地域特認校という形にするというのは、数が読めないからという理由なのか、と質問

合田学校教育課長

弾力的に運用してきた中で、今までは小規模特認校という形で、小規模で特別に認める学校という扱いであったところを解除した上で、地域で特別に認める、地域特認校という形で呼び方を変えている。そのため、弾力化の方法の中に、地域特認校というものがあるという理解である、と回答

馬場委員

奏の杜地区の子ども達は谷津南小学校と向山小学校のどちらを選んでも良いということの弾力化ということか、と質問

合田学校教育課長

資料3ページ目、「(2)地域特認校」の四角の中を御覧いただきたい。向山小学校を地域特認校として、谷津小学校区に関しては、谷津小学校または向山小学校が選択可となる。また、谷津南小学校区のうち奏の杜地区の子ども達に関しては、谷津南小学校または向山小学校を選択可としている、と回答

小熊教育長

今ほど出た意見等については、通学区域審議会の方でもしっかりと反映させていきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<議案第19号については非公開>

**議案第19号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について**

**(教育総務課)**

利根川学校教育部主幹

議案第19号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明採決の結果、議案第19号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第6回定例会の閉会を宣言